



## 60歳を過ぎての雇用は、会社も社員も有利な給付金

### 賃金が低下したら…

「高齢者」という言葉は、自分になってみると本当に響きの悪い言葉だと思いますが、仕方のないことでしょうか。せめて「若い」気持ちは持ち続けたいところです。

さて、社員が年齢60歳に達した後も雇用を続けるケースが多くなりましたが、60歳までの給料と比べると、賃金は大幅に減少するのが普通でしょう。社員からは、継続雇用は有り難いものの、「条件が悪すぎる」という意見もありそうです。

そこで、是非活用したいのが「高齢者雇用継続給付」です。すでに活用されている企業も多いと思いますが、今回は会社にとっても社員にとってもハッピーなこの制度をご紹介します。

この制度が受けられる条件は、次の3つです。

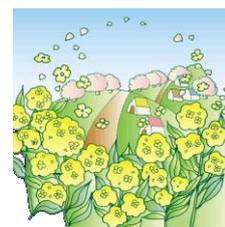
- ① 60歳の時の賃金と比べ、60歳以降の賃金が75%未満になっていること

60歳時の賃金…その前6ヶ月間の交通費も含めた1ヶ月あたりの平均賃金。

賞与は除く。その金額が451,800円以上の時は451,800円

- ② 雇用保険の被保険者の期間が5年以上あること

- ③ 60歳以上65歳未満の雇用保険の被保険者であること



### どのくらいもらえるか？

60歳になりたとえ賃金が下がっても、給付金の額だけ補てんされることになるのですから、実質的な賃金低下が避けられるわけです。この給付金は、社員に給付されるものですが、会社にとっても実質給与支給と同じように考えられて、ベテラン社員の経験を低コストで活用出来ることにもなるので有利です。

上記しましたように、この制度は賃金額が60歳到達時の75%未満になったときに利用できるものです。ただ、75%ぎりぎりでは、ほとんど給付金はありません。賃金の額が61%未満になったときに、実際に支払う賃金の15%が支払われ、これが支給の上限で、賃金の低下率が低く（賃金が高く）なればだんだん給付率は低くなり、75%で給付率がゼロになる仕組みです。

(裏面へ続く)

(表面の続き)

たとえば、60歳時点の賃金が40万円の人が60歳以降は24万円で働くことになれば、 $24\text{万円} \div 40\text{万円} = 60\%$ ですから、24万円の15%である3万6千円が毎月もらえるわけです。

## ウラ面になったら裏技？

この制度については、老齢厚生年金との調整が少しあります。高齢者雇用継続の給付金をもらいながら、年金もそのままもらうのはおかしいだろう（おかしくはないと思うのですが）と言うことで、厚生年金が減額されるケースもあります。年金停止率は最高6%です（別途、在職老齢年金の調整もあり）。せっかくハッピーな制度があるのに、ちょっとがっかりの内容ともなります。

しかし、**ここで裏技があります。**

年金の減額は、あくまで厚生年金に加入しているときだけです。年金に加入していなければ減額も無いのです。といっても、フルタイムで働いている人を厚生年金の加入者から勝手に外すことは出来ません。しかし、週30時間程度（常用労働者の3/4）以下の人であれば、社会保険の加入は基本的には出来ないことになります。

たとえば、週3日程度の勤務であれば、会社の社会保険からは外すことが出来るのです。もちろん、会社の福利厚生費の削減ともつながります。この制度を利用するために勤務時間を調整すると言うのでは本末転倒かもしれませんが、場合によっては非常に有効に活用出来ると思います。

さらに良いのは、厚生年金に加入していなければ、在職老齢年金の調整（一定額以上の給与や年金があると一部支給停止）もありませんから、社員にとってはものすごく有利なのです。

ただ、この雇用継続給付制度を利用するには、雇用保険は継続する必要があります。社会保険（健康保険、厚生年金）は外すが、雇用保険は加入しておくことが大切なわけです。

## 社会保険労務士の活用

今回の制度は、会社が直接受け取る給付金ではありませんが、高齢者に給付されることによって、実質的な雇用条件の悪化を防ぐことが出来ます。

ここでのご紹介だけでは完全ではありません。また、60歳以上になったときの給与と賞与のバランスによっても、社員の手取額はかなり異なってきますので、社会保険労務士との相談をおすすめします。社労士さんとお付き合いのない顧問先の方々は、石島会計にご相談下さい。信頼できる社労士さんをご紹介いたします。



## 書籍のご紹介

担当:内藤久子

今月は、石島公認会計士事務所の顧問先、出版社「遊子館(ゆうしかん)」(代表取締役:遠藤茂氏)が先月3月23日に出版されました本をご紹介します。

遊子館は、日本史・辞書・図鑑・地図などを発行しています。

今回発行されたのは「絵が語る 知らなかった幕末明治のくらし事典」(著者:本田豊氏)です。



今からちょうど100年前、1912年は明治45年(大正元年)なんです。まだまだ元気な100歳を越えた明治生まれの方がいらっしゃる事を考えると、そんなに遠い話では無いはず。

そんな思いで、読み始めました。

その中で内容を2つご紹介させていただきます。

現在の軽犯罪法の基になっている「違式誑違(いしきかいい)条約」(明治6年公布)全90条の禁止事項があり、例えば第7条「贗造の飲食物ならびに腐敗の食物と知って販売する」や第13条「乗馬、馬車で通行人を触れ倒すこと」また第39条「御用と書いた旗や提灯を免許なく用いること」など、当たり前に見える事や現在のものに容易に置き換えられるものなどが紹介されていて、楽しめます。



↑ 違式誑違条約のページ

次に、本のご紹介なので、書籍について…

明治初期の本には定価がなく、本屋さんがお客さんの人相風体を観測して本の値段を決めていたそうです。

大正8年に東京書籍商組合が規定を改定し、定価販売を厳守させ、今の定価販売が実現。しかし、今度は付録合戦が勃発…

最近、ファッション誌が盛んにやっている付録合戦はこの頃有ったのか。と思いつつ読み進めました。

こちらの本は、4月15日「読売新聞」の読書欄に紹介されました(記事内容は裏面にて)。

ご興味の有る方は、書店または遊子館のホームページ(<http://www.yushikan.co.jp/>)よりご注文いただけると幸いです。

## 「遊子館」発行書籍抜粋



「絵が語る 知らなかった  
幕末明治の暮らし事典」  
定価 3,990 円(税込)

### 「読売新聞」の読書欄に紹介文

4月 15 日「読売新聞」の読書欄に紹介されました。さすが新聞社の人ですね、実的に的確に書かれています。

『「絵が語る 知らなかった幕末明治の暮らし事典」』本田豊著、被差別社会史論を専門とする著者が、497 点の風俗画や商品広告などから、明治という時代を考える。人々の生き生きとした姿は、日本がこの百数十年間に失ったものや得たものを想起させる。「上から目線」ではない著者の歴史の見方が強く伝わってくる。」



「日本うたことば表現辞典」  
全 15 巻  
1巻の定価 18,900 円(税込)

### 絵が語る知らなかった江戸の暮らし 武士の巻

定価 1,890 円(税込)

他に「庶民の巻」「農山漁民の巻」

「諸国街道の巻」あり



### 絵で見て納得！時代劇のウソ・ホント

定価 1,890 円(税込)

